

特殊勤務手当

	特殊勤務手当の種類数								増減	支給職員割合	
	H20.4.1現在手当数				H21.4.1現在手当数					H20.4	H21.4
	国と同じ A	国が何ら か措置 B	国が措置 していない C	計	国と同じ A	国が何ら か措置 B	国が措置 していない C	計			
福井市	10	5	16	31	9	5	11	25	△ 6	31.1%	28.9%
敦賀市	5	3	9	17	5	3	9	17	0	44.8%	44.2%
小浜市	5	1	9	15	3	0	7	10	△ 5	10.0%	6.4%
大野市	2	1	10	13	2	1	10	13	0	17.2%	22.9%
勝山市	2	1	2	5	2	1	2	5	0	16.1%	13.9%
鯖江市	4	1	1	6	4	1	1	6	0	0.2%	0.2%
あわら市	-	-	-	0	-	-	-	0	-	0.0%	0.0%
越前市	5		2	7	5			5	△ 2	0.7%	0.8%
坂井市	3	2	1	6	3	1	0	4	△ 2	23.4%	23.6%
市計	36	14	50	100	33	12	40	85	△ 15		
永平寺町	1		1	2	1		1	2	0	9.8%	10.9%
池田町	2	1	1	4	2	1	1	4	0	1.4%	1.5%
南越前町	5	1	1	7	5	1	1	7	0	10.5%	10.6%
越前町	1	1	1	3	1	1	1	3	0	9.5%	7.9%
美浜町	4			4	4			4	0	9.8%	10.7%
高浜町	2	2	4	8	2	2	4	8	0	0.0%	0.0%
おおい町		1		1		1		1	0	0.5%	0.5%
若狭町		2	2	4		2	2	4	0	16.3%	14.8%
町計	15	8	10	33	15	8	10	33	0		
県計	51	22	60	133	48	20	50	118	△ 15		

A 国が特殊勤務手当(人事院規則9-30に定める手当をいう。)で措置している勤務と同様の勤務に対して設けている手当
 B A以外でその勤務に対して国が何らかの措置をしている勤務と同様の勤務に対して設けている手当(給料表、調整額等)
 C AおよびB以外の手当